

IV 施策の体系



- 1 外国籍市民への支援の充実
 - (1) 外国籍市民への支援
 - (2) 外国籍市民への情報提供の充実
 - (3) 留学生の支援

- 2 国際感覚に優れた市民の育成
 - (1) 市民の人材育成
 - (2) 市民の人材活用
 - (3) 国際交流に関係する市民団体等との協力と連携
 - (4) 学校における国際化の推進
 - (5) 外国人観光客誘致による国際化の推進

- 3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
 - (1) 国際交流センターの充実
 - (2) 外国籍市民が活躍できる機会の提供
 - (3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

- 4 姉妹・友好都市交流の充実
 - (1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実
 - (2) さまざまな地域との新たな交流の創出